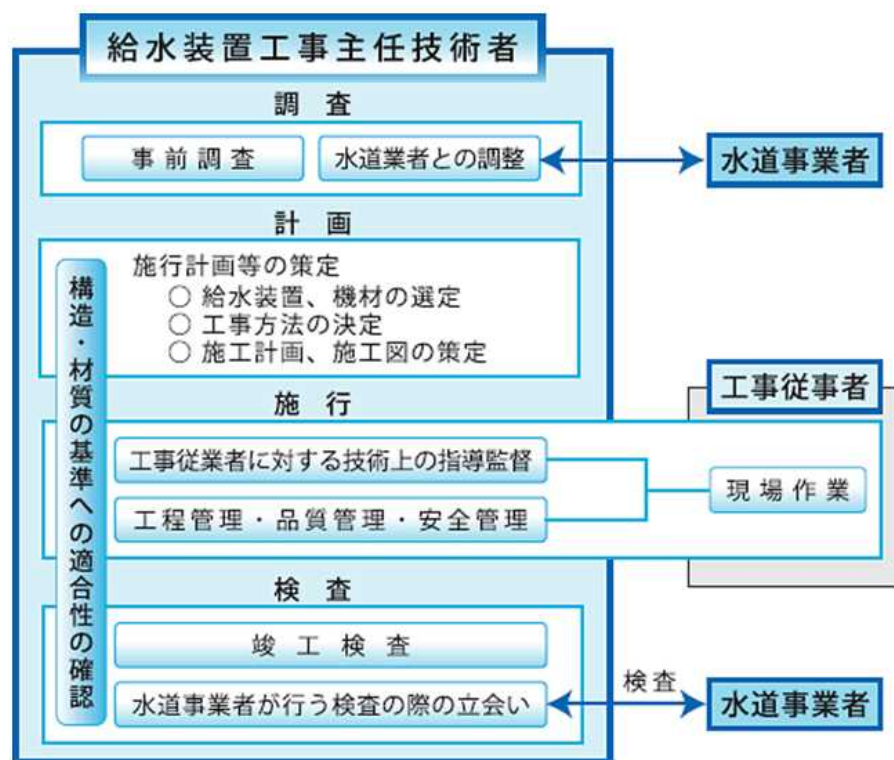


給水装置工事の検査について

平成28年4月

須賀川市上下水道部水道施設課

I 主任技術者が行う検査



1 給水装置の構造・材質の検査

(1)給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していること。

(2)分岐部からメーターまでの工法、工期その他工事上の条件に適合していること。

2 耐圧検査及び水質確認

(1)耐圧試験は、水圧テストポンプにより加圧し、水圧の低下の有無を確認する。水質確認は、残留塩素測定を行い、0.1 mg/L 以上を確認する。

(2)機能試験は、各給水用具から放流し、メーター経路を確認する。また、吐水量、作動状態などを検査・確認する。

3 書類検査

主任技術者は、使用された材料、施工内容等と提出する完了届と実際の施工の内容が相違ないことを確認する。

4 管理者の行う検査の立会い

主任技術者は管理者の行う検査に立ち会う。

5 給水装置工事の確認

主任技術者が行う工事等の確認は、別紙「給水装置工事確認書」による。

Ⅱ 管理者が行う検査

1 提出された完了届等の書類検査

2 現場検査

(1) 分岐・分水に係る検査

(2) メーター設置に係る検査

(3) 耐圧試験及び通水検査

(4) 水質検査

<解説>

管理者が行う検査は次によるものを原則とする。

1 書類検査

提出された完了届の内容及び給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していることを主任技術者により確認が行われていること等の書類検査を行う。

2 現場検査

(1) 分岐工事の検査は主任技術者の立会いのうえ、使用材料が指定されたものであるか、工法の選定及び技能を有する者が的確に分水栓を取付・穿孔・防食コアの装着を行っているか、さらに給水管の接続等、施工方法に問題がないか確認を行う。

(2) メーターの検針・取替えに支障がないか。

(3) 給水装置の耐圧試験(1.75MPaの水圧を1分間加圧)を実施し、給水管の接続状況を確認する。また、図面に基づき、給水栓の設置位置等を確認し、メーター経由の確認を行う。

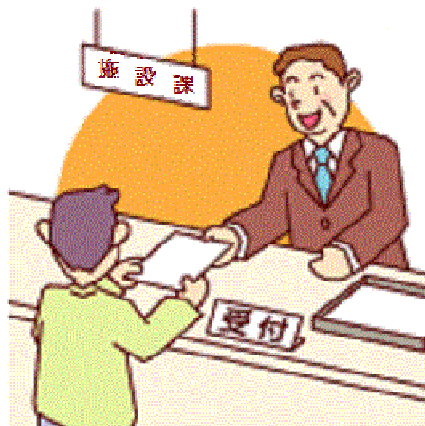
(4) 末端の給水栓において簡易5項目水質検査(残留塩素、色、濁り、臭い、味)を実施し、残留塩素にあつては0.1 mg/L以上であるかの確認、その他の項目においては異常でないことを確認する。

なお、簡易5項目水質検査の結果、水質に問題があると認められる場合は、原因を確認し、状況に応じて立会いの主任技術者と協議のうえ、完了検査の中止若しくは給水停止の措置を講じる。

また、給水装置は、埋設の部分が多く、完成後の検査で全施設を確認するのは不可能となるので、必要に応じて中間検査を行うものとする。

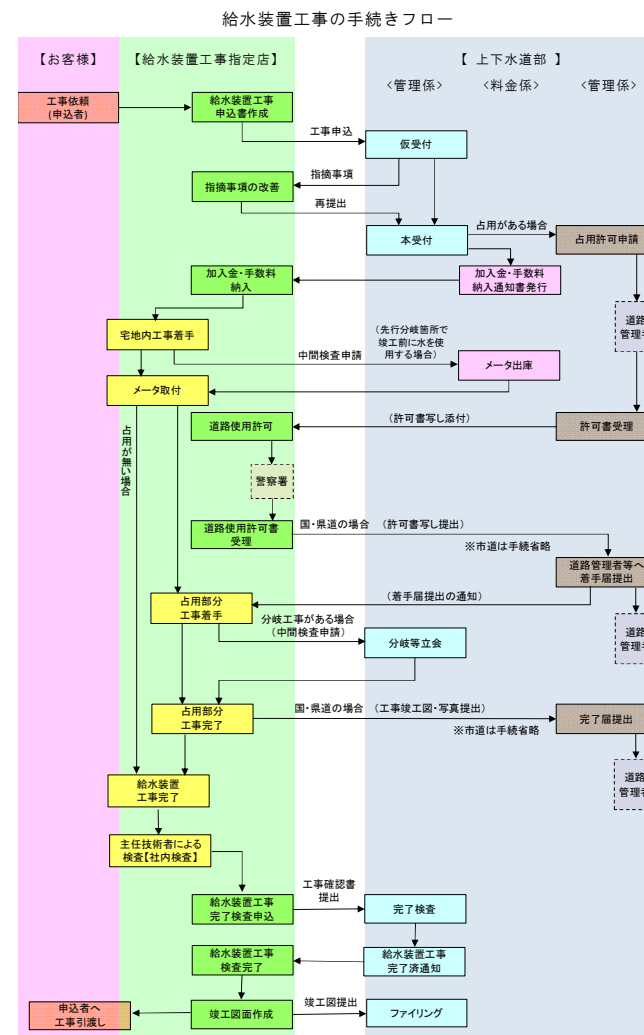
Ⅲ 検査の申請

工事の完成に伴い、指定工事業者は給水装置工事完了届兼検査申請書を管理者(上下水道部水道施設課)に提出しなければならない。



工事検査申請書の提出に時には、次の書類を添付する。

- 1 給水装置工事完了届兼検査申請書(様式P7)
- 2 給水装置工事竣工図
- 3 完成写真(必要に応じて)
- 4 給水装置工事確認書
- 5 その他水道事業者が必要と認めた書類



IV 検査の合否

1 検査に合格した場合は、メーターを設置する。

2 完了検査に不適切な事項を指摘された場合は、当該事項について修正の上再検査を受けるものとする。



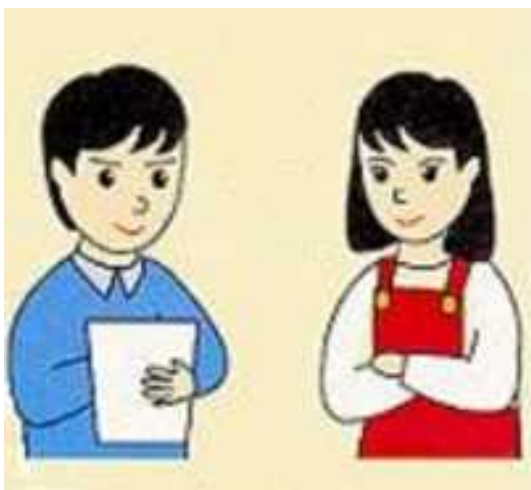
<解説>

1 検査に合格した場合は、メーター設置の後、その位置について申込者に確認をしておくこと。

2 給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していない場合は、基準適合品に取り替えるまでの間メーターの設置は行わないものとする。ただし、完了検査に不適切な事項を指摘された場合でも、軽易な図面訂正等で是正できる内容のものについては、完了とみなすことができるものとする。

V 給水装置所有者への引き渡し

工事事業者は、工事完了検査後、所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。



<解説>

所有者へ給水装置の引き渡しは、次により行う。

- 1 給水装置工事図面(写し)一式を引き渡すとともに、工事内容等について説明すること。
- 2 給水装置の管理区分(給水条例第8条 給水装置の管理)の内容について説明すること。

【給水条例第8条 給水装置の管理】

使用者は、水が汚染され、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異常があると認めるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出がなくても市長がその必要を認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
- 3 前2項の修繕に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、市長の認定によってこれを徴収しないことができる。
- 4 配水管から分岐され止水栓に至るまでの部分は市において寄附を受けるものとし、市長はこれを管理するものとする。

VI 別紙様式

給水装置工事完了届兼検査申請書

平成 年 月 日

(あて先)
須賀川市長

指定給水装置 工事事業者名	指定番号 (第 号)
給水装置工事 主任技術者名	免状の交付番号 (第 号)

下記給水装置工事が完了し、須賀川市水道事業給水条例第10条第2項規定による工事の検査を受けたいので、指定給水工事事業者規定第15条の第1項の規定により申請します。

給水装置工事 申込月日	平成 年 月 日	工事の種類	新設 改造 増設 撤去
給水装置 設置場所	須賀川市	給水装置 所有者名	
工事受付 月日	平成 年 月 日	工事受付 番号	水 第 号
完了年月日	平成 年 月 日	検査希望日	平成 年 月 日
中間検査	平成 年 月 日		
備考			

添付書類：竣工図、給水装置工事確認書

技術 管理者	課長	課長補佐	係長	係員

受領印

(伺い) 本件について竣工(中間)検査することとしたい。

給水装置工事確認書

指定給水装置工事事業者規定第14条第1項の工事検査の申請に係り給水装置工事を確認したので報告します。

確認日	工事場所	申込者	指定給水装置 工事指定	㊟
			給水装置工 事主任技術	㊟

1 書類確認

項目	確認の内容	判定結果
位置図	・工事個所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されているか。	良・否
	・工事個所が明記されているか。	良・否
平面図及関連図	・方位が記入されているか。	良・否
	・建物の位置、構造がわかりやすく記入されているか。	良・否
	・道路種別等付近の状況が分かりやすいか。	良・否
	・隣接家屋との境界が記入されているか。	良・否
	・分岐部のわづらぎが記入されているか。	良・否
	・平面図には配管工事が分かりやすく記入されているか。	良・否
	・隠ぺいされた配管部分が明記されているか。	良・否
	・各部の材料、口径、延長が記入されているか。	良・否
	・給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されているか。	良・否
	・構造材質基準に適合した適切な施工方法か。	良・否

2 現地確認

種別	項目	確認の内容	判定結果
屋外検査	1 分岐部ワザット	・正確に測定されているか。	良・否
	2 マーカ、止水栓	・水道マーカは、逆付け、片寄りがなく水平に取付られているか。	良・否
		・設置されたマーカは間違いないか。	良・否
		・検針、取替時に支障がないか。	良・否
		・止水栓の操作に支障がないか。	良・否
	3 埋設深	・止水栓は、逆付け及び傾きがないか。	良・否
配管検査	4 管延長	・所定の深さが確保されているか。(埋設深 . m)	良・否
	5 管、ボックス類	・竣工図と整合しているか。	良・否
	6 止水栓	・傾きがないこと、及び設置基準に適合しているか。	良・否
		・スドール位置がボックスの中心にあるか。	良・否
	1 配管	・延長、給水用具等の位置が竣工図と整合しているか。	良・否
		・配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるボックスに直接連結されていないか。	良・否
・配管の口径、経路、構造等が適切であるか。		良・否	
・水の汚染、破壊、侵食及び凍結等を防止するための適切な措置がなされているか。		良・否	
2 接合	・逆流防止のための給水用具の設置、吐出し口空間の確保がなされているか。	良・否	
	・加圧コネクションになっていないか。	良・否	
	・適切な接合がなされているか。	良・否	
3 管種	・性能基準適合品を使用しているか。	良・否	
	1 給水用具	・性能基準適合品を使用しているか。	良・否
受水槽	2 接続	・適切な接合がなされているか。	良・否
	吐出口空間の測定	・吐出口と越流面との位置関係の確認を行うこと。	良・否
機能検査	・通水した後、各給水用具からそれぞれ放水し、マーカ経由の確認及び給水用具の吐出量、作動状況などについて確認し、異常がないか。	良・否	
	耐圧試験	・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けがないか。(試験水圧 Mpa)	良・否
水質の確認	1 全粒塩素の確認	・0.1mg/l以上であるか。	良・否
	2 臭気	・観察により異常がないか。	良・否
	3 味	・観察により異常がないか。	良・否
	4 色	・観察により異常がないか。	良・否
	5 濁り	・観察により異常がないか。	良・否